

幸福について考えるワークショップ事業 仕様書

平成 31 年 4 月

岩手県政策地域部政策推進室

幸福について考えるワークショップ 仕様書

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「幸福について考えるワークショップ」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

いわて県民計画（2019～2028）は、県民の幸福を守り育てることを基本目標としていることから、いわて県民計画の推進に向け、県民に「幸福」について考える機会を提供するとともに、政策評価に活用するため、県民の幸福に関する意識を把握することを目的とする。

2 委託期間

委託契約日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 委託料上限額

1,777 千円（税込）

4 委託業務の内容

(1) ワークショップの実施

ア 実施場所

4 広域振興圏

イ 参加対象者

県民

ウ 参加人数

1 回あたり 30 人程度を基本とする。

エ 実施回数

各広域振興圏当たり 1 回以上、計 4 回以上の実施とする。なお、8 月上旬までに 1 回以上実施する。

オ ワークショップの内容

- ・ ワークショップの進め方は、「幸福について考えるワークショップの手引き（参考資料）」を基本とし、大幅に変更する場合は、県と協議すること。
- ・ 別途県が実施している「県の施策に関する県民意識調査」で得られた幸福に関連する調査結果を活用するなど、ワークショップ参加者の幸福に関する実感やそのように感じた理由などを把握すること。
- ・ 有識者による講演会やテーマに関連する話題を提供するなど、ワークショップ参加者が円滑に議論出来るような取組を行うこと。

(2) 報告書の作成

ワークショップの実施内容、県民の幸福に関する実感等について取りまとめを行い、報告書を作成する。

5 契約に関する事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとする。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(5) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機会・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(6) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。